

(開催要領)

1. 開催日時：2005 年 4 月 7 日(木) 17:32～19:21
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	細田 博之	内閣官房長官
同	竹中 平蔵	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	麻生 太郎	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	中川 昭一	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 「国と地方」の改革について
 - (2) 「基本方針 2004」の総点検について
3. 閉会

(説明資料)

- 「国と地方」の改革に向けて(有識者議員提出資料)
- 麻生議員提出資料
- 谷垣議員提出資料
- 「基本方針 2004」の総点検(有識者議員提出資料)

(配布資料)

- 郵政民営化法案について
- 郵政民営化関連法律案の概要

(本文)

○議事の紹介

(竹中議員) 今年 7 回目の経済財政諮問会議を開催させていただきます。

本日は「国と地方」の改革について御審議をいただきまして、続いて「基本方針 2004」の総点検について御審議をいただきます。時間は 50 分と限られておりますので、よろしくお願いします。

○「国と地方」の改革について

(竹中議員) それでは、「国と地方」の改革について御審議をいただきますが、まず民間議員からペーパーが出ておりますので、本間議員をお願いします。

(本間議員) それでは、私の方から説明させていただきたいと思えます。お手元のペーパーの 2 枚目をお開き願いたいと思えます。

我々は経済財政諮問会議でも、国と地方の関係について幅広く議論をしてきたわけでありませけれども、その成果、あるいはその過程の中で、平成 17 年度の課題としては 3 つポイントがあろうかと思えます。

1 つ目は、三位一体改革をどのように仕上げていくかということ。それから、2 番目は真ん中にありますとおり、歳出歳入の一体改革、これをプライマリーバランスの解消に向けて、どのように踏み出していくかということ。そして、3 番目は、最後は地方行革・市町村合併等が総務省の御尽力等で進んできておりますし、地方債の協議制移行というのが平成 18 年度に控えておりますので、このような新しい環境条件の中で、今日は地方財政計画の問題と、この地方債の協議制移行の課題について、中心的に民間議員がまとめましたので、そのお話をさせていただきたいと思えます。

まず、第 1 点は地方財政計画でございます。上記の 3 つの環境条件の変化の中で、根本的にやはり見直していく必要性があるのではないかという問題意識でございます。

この変化に合わせて、地方の自立を促し、透明性・信頼性・予測可能性の高い計画にしていくということが非常に重要ではないかと思えます。

この問題の 1 つのポイントは、これまで指摘させていただいたとおり、地方財政計画の計画額と決算の乖離というものが非常に大きなものがございます。

これは枠だという性格ももちろんあるわけでありませけれども、積算の根拠という点での合理的な説明の点で、これが余りにも大きく乖離をいたしますと、国民の信頼度という点においても問題があろうかと思えます。この点、まず乖離を小さくしていく工夫をする必要性があろうかと思えます。

この点で 1 つの問題点は、3 ページをお開きいただきたいと思えます。地方財政計画と決算の乖離という数字を並べたものをお手元にお示ししたとおりでございますが、平成 14 年度の決算値が 2 年遅れの平成 16 年度に発表されるが、それも 3 年近くにもなってからでして、この遅れというものが、実は決算と計画との間の乖離を埋めていく上では、非常に大きな障害になっております。これをぜひ早

く公表し、決算ベースの数値と計画ベースの数値との齟齬が速やかに埋め合わせられるようなプロセスというものを、まず作っていく必要性があらうかと考えます。

それから、地方財政計画の透明度を向上させるためには、それをつくる総務省が、地方単独の一般行政経費など主要経費の内訳や積算を、根拠をもって開示していく。その内容の精査については、「基本方針2005」に改革の方向を明示していただければという具合に考えております。

それからもう一つは、これは総務省の御尽力によりまして、今回の大合併、今決まっておるところでも1,822団体に地方自治体が大きく集約されていくことになっておりますが、このような過程の中で、新たな不交付団体の拡大の目標、そしてそれを実現していくための工程表を明示していただけないかということでございます。ぜひ、この合併後の標準的な市町村の人口が6万人強になってまいりまして、かなり大きなものになりますので、そういう意味におきまして、新たに目標設定及び工程表というものをつくっていただけないかということでございます。

そして、基本的な問題点としては、地方財政計画の財源不足額、これを解消して財源保障機能の縮小というものを確実にプライマリーバランスの回復という点に結びつけていくということが重要であらうと考えますので、平成18年度予算において着実な前進を見るように期待をいたしたいと考えております。

第2点は「中期地方財政ビジョン」の策定であります。地方財政計画を毎年度単独につくっていくような状況は、地方公共団体にとりまして、予測可能性において非常に不確定なことで、中期財政ビジョンを策定すべきだということを提案させていただいたわけでありましてけれども、これを平成18年度末までに作成し、かつ各地方公共団体がそれに合わせて数年度、3年程度が良いと思っておりますけれども、各地方公共団体の中期ビジョンを策定し、そして確実な財政力の強化というものにつなげていく必要があらうかと考えております。

第3点は、この財源を補填いたします地方債のあり方についてであります。これは平成18年度に協議制に移行することになっておりまして、地方公共団体の責任で起債・管理・償還を行うという地方自治の本来の姿に変わっていく必要性があらうかと考えておりまして、その点において、ぜひ総務省と地方公共団体が良い仕組みづくりを行って頂きたい。

そして、地方債に発行に当たりまして、地方交付税措置による元利償還をできるだけ早く縮減し、最終的に廃止していくという方向性が重要ではないかと考えております。その第一歩として、自らの責任で起債・償還する地方債を創設することも1つの考え方として重要ではないかと思っております。

それから、その準備あるいは前提として、自治体の情報開示を徹底して行っていただきたいと考えております。これは新地方行革指針の中で大きく踏み出していただいておりますけれども、連結財務諸表、貸借対照表等も含めて、工程を明らかにする御努力を総務省におかれましてはお願いをしたいと考えております。

そして、我々が提案している政府全体の資産・債務管理の一環として、その重

要な構成項目として地方債がございますので、この地方債の管理のあり方についても、ぜひ御検討をいただきたいと考えております。

以上であります。

(竹中議員) ありがとうございます。それでは麻生大臣から資料が提出されておりますので御説明をお願いいたします。

(麻生議員) 本間先生の話が出たことについて申し上げておきたいと存じますが、中期的な地方財政ビジョンをつくることに関しましては、予見可能性を高めるといふ点においても前向きに検討していくことを前提として、まず、地方財政計画の内訳、積算について、単独事業は、国の予算の伸び率などに合わせて枠的に計上する。

これは去年も何回も御説明申し上げたと思うんですけれども、一般行政経費の単独事業ということにつきまして、今でも約2,500団体、来年1,800団体の各地方団体全てに対して、政策の当否を国が全部判定して積算するということになりますと、地方自治の否定ということになりますので、分権を進めている真っ最中とは全く反対の方向だと思っております。

総額の話については、国の歳出等を参考に伸び率を抑制するという手法が最も適切です。これに関しては、昨年既に整理済みだったと記憶しております。

次に不交付団体の目標について、これも昨年、私の方から、不交付団体を人口割合で3分の1にするということは既に申し上げたと思いますが、人口比で3分の1だとすると、それだけで交付と不交付団体の税収はちょうど50対50になります。

今回、団体数で3分の1ということになりますと、平成16年度の人口割合では、82.1%になると思いますので、これはちょっと現実的ではないところで、目標と言われるんだったら、ある程度達成可能な話ではないと、いかがなものかと思えます。

この目標に対する筋道ですが、これは一方的な歳出カットというわけにはいかないこともありますので、補助金の廃止の状況や、社会保障等の今後の歳出動向を組み合わせていく中で変わってくるんだと思いますけれども、一方的に地方財政計画の歳出を削減するだけでは、とても達成できるものではない。

平成18年度の地方財政計画の話については、昨年11月の三位一体の改革の全体像ということにおきまして、平成18年度も地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額は確保することは示されており、これは既に決着済みだと思いますので、地方自治体に新たな不安を持たせるとか、混乱を招くというのはいかがなものかと思っております。

また、「基本方針2003」におきまして地方財政計画の歳出については、人員を4万人以上純減ということになっておりますし、投資的経費の単独分につきましても、平成2、3年度の水準を目指す、抑制ということにしておりますし、一般の行政経費につきましても、現在の水準以下に抑制するようになっており、この平成18年度までの目標を踏まえて、計画的に見直しをさせておりますので、18年度も

これに沿って歳出を見直すということにいたしております。

さらに地方団体におきまして、新たな地方行革指針に基づきまして、平成17年度中に集中改革プランを公表するというようにしてございまして、地方行革の推進については、総務省としてさらに強力に取り組んでまいりたいと思っておりますし、地方にも指示済みである。平成19年度以降も歳出の見直しは着実に進めてまいりたいと思っております。

また、私どもが提出している資料に、過日、閣議で総理からご質問もいただきましたものと重なっておるんだと思っておりますが、市町村合併による三役並びに議員の減少数が出ておりますけれども、これを見ていただくと分かりますけれども、市町村合併というのが3,200団体が約1,820団体にまで下がってまいりますので、この市町村合併で、首長など三役というものが約3,600人減ることになります。市町村議会で1万7,600人減少をすることになっておりますので、総額1,200億円の給料、報酬が減少いたしますので、これは現状の約3分の1減少するということだということも、数字的にお示しをいたしております。

次に中期ビジョンの作成につきましては、実現に向けて努力してまいりますけれども、その条件、前提として、国の公共事業や社会保障関係費と連動しておりますので、国のビジョンを提示していただけることと、決算の乖離につきましても一体的に是正すること、それから地方の協議を昨年からさせていただいておりますけれども、これらのことが必要不可欠であります。

また、交付税に対する予見可能性を高めるためにも、中期ビジョンを策定し、中期的には交付税の法定率を再セットし直すことが必要となることを昨年に続いて申し上げております。

次に地方債の改革については、有識者議員の資料は①と③と少し矛盾しているような気がいたしますけれども、発行主体であります地方団体が責任を持って地方債を発行ということになっております。もちろん償還管理ということもあるので、総理の言われる「地方でできることは地方に」という考えの下、各団体の自主性と責任は一層高まるのだと思っております。このためには、その内容の情報開示、市場原理に即した資金調達というものを拡大する方向での取組を引き続き努力をさせておりますし、事実その方向で動いております。

同じく資料に、交付税による元利償還の縮小廃止というところが出てきておりますが、これは地方財政計画に計上された事業の財源であります地方債の元利償還金は、対象事業に要する経費の年割の話でして、例えば学校、ごみ焼却、道路などを造った時は最初に支出が大きいので、それを年割でやっていくという話で、これはきちんと財源保障をされておかなければならない大事な部分でして、生活保護も経常経費の中で財源保障するのと同じように、財源保障の対象とすることは当然なんだと思っております。

同じく資料にある、自らの責任で起債・償還する地方債の創設についてというのは、これは今でも議会の承認がないとできないことになっておりますので、そういった意味では、平成12年の地方分権一括法以来、地方や、国や、市場関係の

了解も得た上で、正式に行うということになっておりますので、来春スタートしようとしているものなのですが、制度の定着に全力を上げている最中であります。

また、資料の中で連結決算の話が出てきておりましたけれども、地方においても貸借対照表をつくれということになっておりまして、既に全都道府県及び都市のうち90何%以上が作成済みである。さらにこの定着を図っていかなければならないものだと思っております。そして今、平成17年度中に全県、約1,000ある全ての市で作成することについては、横浜市の350 万人と、歌志内市の5,700 人という市を一律に取り扱うというのは、なかなか難しい作業だということも、ひとつ頭に入れておいていただいて、情報開示を徹底させることが重要だと思っております。

そして、今、決算が遅いという話がさっき出ておりましたので、平成15年度の決算につきましては、速報値の形で、昨年大幅に前倒しをさせていただいた。さらに平成16年度決算につきましては、一般行政経費の単独事業の決算の内容も含めまして、地方財政計画に間に合うように早期に開示したいと思っております。平成16年度分につきましては、確報値で本年の11月には出したいと思っております。

最後になりますけれども、全体をやるにあたりましては、3兆円の税源移譲と補助金改革の姿をきちんとつくり上げていくということが本年度最大のテーマであり、これを全力を挙げて取り組むことで、今後とも可能なものにつきましては、最大限の努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

(竹中議員) ありがとうございます。谷垣大臣から資料が出ております。

(谷垣議員) 本間先生から御説明いただいた「『国と地方』の改革に向けて」というペーパーでございますが、感ずるところを申し上げたいと思う。

三位一体の改革の総仕上げに向けまして、麻生大臣がおっしゃったように、3兆円の財源移譲をきちんと仕上げていくということが大前提でございますが、残された最大の課題は交付税改革でないかと思っております。特に地方の自立という観点から申しますと、交付税の財源保障機能の見直し、縮減に関する議論を大きく進めていく必要があるのではないかと思っております。

それから後にもちょっと御説明申しますが、歳出と歳入のギャップを埋めていくという地方財政計画も、役割の見直しを議論すべきではないかというふうに思います。交付税特会の借入金既に50兆円を上回っておりますし、交付税などの地方財政予算が社会保障に次ぐ国の財政悪化要因となっているということを踏まえまると、現行の交付税制度、財源保障システムは、行き詰まっていると言わざるを得ないと思うわけであります。

これまでも議論してまいりましたが、財源保障というのは、歳出拡大に対する地方の負担感を希薄化して、国の財政依存と、地方歳出、交付税の肥大化を招いているのではないか。ここを見直さなければいけないと思っております。

そこで、私の資料の1枚目を御覧いただきたいと思いますが、ここ2年間、こ

これは麻生大臣の色々な御努力もございまして、歳出のスリム化によりまして、図の網かけ部分の財源不足を縮小してきましたけれども、これをさらに縮減して、早急に解消していくことが必要ではないかと思っております。これによって、膨らんだ交付税総額を抑制するという事もできると思っております。併せて、足りない部分は交付税で面倒を見る、というシステムと決別するということが大事ではないか。その過程で不可欠なのは、本間先生に説明していただいたペーパーにございませうように、地方が自らの責任で起債を行うということと、そのペーパーには直接触れられてはおりませんが、地方が自らの責任で課税自主権を発揮するという歳入面の自立性ではないかと思っております。

これに関連しまして、先ほどのペーパーで、「中期地方財政ビジョン」がございませうが、その内容が中期的に交付税総額をセットしようとするということであるならば、財源保障機能の温存強化ということになりますので、問題が大きございませう。むしろ、今後の財源保障の縮小・廃止といった目標を含んだビジョンをつくっていくべきではないかと思っております。

それから、地方財政計画の透明度ということも大変大事な論点でございまして、地方歳出には、地方単独の一般行政経費の内容が不明確であるけれども、肥大化している。また昨今、大阪市などで問題が指摘されている地方公務員の給与や福利厚生事業についても、そもそも情報の公開が不足しているのではないか。地方財政に関する決算統計の開示が遅く、直近は平成14年度であるといった問題がございまして、実態を国民にわかりやすく明らかにして、その上で真に財源を保障すべきものに限定するということが必要ではないかと思っております。先ほどちょっと麻生議員も枠とおっしゃいましたけれども、もう少し透明度を高める必要があるのではないかと思っております。

それから2月に奥田議員が指摘されましたけれども、地方公務員給与にも不適正な手当など様々な問題がございませう。その背景には、単独事業の過大計上という交付税の財源保障の仕組みを通じて確保された財源が給与に充てられている、という問題があるということに留意すべきだと思っております。

以上に関連しまして、次の2枚目に地方財政改革に際して留意すべき点をひとつ申し上げたいと思っております。国と地方と基礎的財政収支は、国が15.9兆の赤字となっております一方で、地方は3.2兆円の黒字となっております。この数字は、麻生大臣と私の間で見解が違ふと思っておりますが、この要因は様々で、1つには、国から地方への様々な財政移転が課題であるということがあると思っております。もちろん国税収入が大幅に不足しているということもございませうけれども、いずれにせよ、今後の地方財政計画の検討にあたっては、地方財政改革を検討していくに当たっては、国と地方でバランスのとれたプライマリーバランスの改善ということに留意することに必要ではないかなと思っております。

最後に今後地方財政計画を改革していくには、やっぱり一種の哲学というものが、哲学と言いますか、方向性が必要じゃないかと思っております。本日の議論も踏まえまして、次回資料をまとめてお出しをさせていただきたいと思っております。

ります。

(竹中議員) 麻生大臣からお願いします。

(麻生議員) 今の地方のプライマリーバランスは黒字だという数字が提出されておりますので、私どもの資料の提出しております 2 ページ目を御覧いただきたいと思うんですが、諸外国を見ましても、イギリスとフランスとドイツしか調べておりませんけれども、諸外国でも地方の財政赤字は少ないというのは、こういった数字を見ていただいてもわかることです。

これはどうしてこうなっているのかと言えば、国は金融、経済、税制など自ら歳入をコントロールできる広範な権能、権限を有している一方、地方にはそれはありません。国は同時に大きな単一の財政主体なのでしょうが、地方の場合は、財政主体の集合体のようなものですから、国と地方に同じような財政赤字を背負わずということは、基本的には適当でないからこうなっていると思っております。

資料の 3 ページ目を御覧ください。地方財政の大幅な財源不足の主たる原因というのは、国が赤字国債を発行してからの話であることを示している。

国が赤字国債を発行して、地方にも景気対策等々、同様の財政運用を強いてきたという歴史があり、地方の財源不足とは非常に深い関係がある。谷垣大臣も理解された上で発言しておられたのだが、数字、紙については、納得しかねるところがある。したがって、国の財政が国債への依存体質から脱却するということが不可欠なのであって、一方的に地方歳出を削減すべきであるというだけの議論のように聞こえるのはいかがなものか。この件につきましては、去年の三位一体の全体像におきましても、国と地方が双方で納得できる形での歳出削減に努めるとされております。谷垣大臣と私で借金の押し付けあいのようなことをやっても始まりませんから、国と地方を通じた歳出の削減を進めて、財政の健全化を図ることが重要なのではないかという、極めて常識的なところを申し上げて反論とさせていただきます。

(竹中議員) ありがとうございます。それでは、どうぞ御発言お願いいたします。

(奥田議員) 麻生大臣から御説明のあったこととは、若干違うと思うのですけれども、現在、自治体の決算、集計、公表のタイミングが非常に遅くて、また、自治体によって内容の分類が違っておるということで、十分な活用がされていない。

IT も活用して、自治体決算を迅速に集計、把握できる体制をつくることが不可欠であると、こういうふうを考えているわけです。

(麻生議員) バランスシートに関しましては、県と主な主要都市においては既にできております。ただ、決算の内容につきましては、平成 14 年度決算を平成 16 年 1 月に公表したんですが、平成 15 年度決算につきましては、平成 16 年の 8 月に速報、12 月に確報というのをを出しております。平成 16 年度の決算につきましては、速報値を今年 9 月に、確報を今年 11 月に、という方向で、従来から早くなるよう急かしておるといって状況になってきている。

(本間議員) スピードアップは本当に結構なことだと思うんですが、地方財政計画の作成に当たって、そこがうまくコネクションされておらずに、厳しいサイクル

の確立という点では、確報値が出て、それが地方財政計画上のベースに乗せていくところでの工夫が必要になってくるのではないかという気がいたしております。ぜひその辺のところの御工夫をお願いしたいと思っております。

(麻生議員) 従来に比べて早くなってきています。

確報値はものすごく精度を上げて、完璧を期している。交通信号の機械と同じで、あんなものは何で高いかと言えば、絶対に両方とも青にならないという「絶対」が付くからえらい高いものに信号機もなるのと同じで、これも「絶対」が付きますと、途端にもものすごく高くなるということになっておる。自治体の決算も、税金ということで「絶対」が付くので、遅くなっている。ここは会社の決算と違うなというのが、正直な実感です。

(本間議員) 精度を上げて、タックスペイヤーに対する説明責任を果たすということは非常に重要だと思うんですが、フィードバックシステムを確立してまいりますためには、やはり、そこが生きる形で P D A C サイクルをきちんと仕上げていることが重要でございます。

地方財政計画が枠的な意味合いも持っていることも事実だと思います。しかし、絶対的な規模で 20 兆円、あるいは実績で 29 兆円の金額が、計画と実績で 7 兆円、5 兆円も違うということになると、これは国民に対する説明責任として地方財政計画の本質論に関わってくるような部分もあると思っておりますので、ぜひその辺のところを御工夫をお願いしたいと思います。

(竹中議員) 吉川議員、牛尾議員、それでは麻生大臣。

(吉川議員) 税金なので「絶対」で遅くなるとおっしゃったのですが、私たちが理解している限りでは、地方の決算は麻生大臣がいつも強調されているように、e-ガバメントでかなり早く総務省の方に来ている。地方の決算も税金なわけですから「絶対」という点では同じなんでしょうが、税金にかかわる決算の方は早く出来上がる。けれども、総務省でそれを地方財政計画に転換するところで大きなラグが生じているという説明を受けている。もし、決算はほぼリアルタイムで来ているのであれば、その決算が活かせるように、むしろ地方財政計画そのものを即効性を持たせるやり方に変えるべきなのではないか。

(牛尾議員) 市町村の合併について、大変に効果的な数字が出ているんですが、これは将来 1,822 団体 から更に進んでいく見通しというのはどういう感じなのか、それを聞きたいんですが。

(麻生議員) 今年の 3 月 31 日現在で 2,521 団体になっております。これから先は、合併に乗り遅れた理由が色々ございまして、合併したいけれどもできないという所が多い。

(牛尾議員) 新たに工夫をすることはどうか。

(麻生議員) 新たに工夫するというと、アメばかりではなく、その他の方策も要りますし、色々考えなければいけない。取り急ぎ、1,822 団体までやり上げる。

あと更にどれぐらいかというのを、安易にここで申し上げられる状況にはございません。

(竹中議員) 確認と、とりまとめをさせていただきますが、言うまでもありませんが、プライマリーバランスを回復させていかなければいけない。そして、三位一体の改革の中で交付税改革をしっかりとやっていかなければいけない。その際、予見可能性を高めなければいけない等々、これは共通の認識だと思います。

テーマの1つでありました自治体決算のスピードアップについては、実はここ1、2年の間でものすごく進んだんだと。これは本当に評価すべき問題だと思います。これはなかなか理解されていないところだと思いますので、ぜひ、ここまで進んだのだということを民間議員で整理をしていただいて、その上で本間先生から出たように、それに基づいて、さらにplan-do-check-actionの確立の工夫をどうやっていくのか。

また、平成18年度に地方財政計画の実績と乖離の違いについてしっかりとした埋める姿を示せないかという点、これに対してどうするか。もう1つ、地方分権にふさわしい新しい地方債の創設について、どのように考えて行くか。この点について、麻生大臣、もし今の時点で御見解がございましたらお願いします。

(麻生議員) 先ほど申し上げましたように、有識者議員の資料の3の①と③のところは、自主性と管理という異なった方向となっているとも思う。

ここのところは、歳出・歳入を一体的にやらないとだめだというのも昨年申し上げたとおりですのでやってまいります。地方債については、責任という点では、今でも、地方議会の承認を経て発行することになっており、それも必要ないということではないと思う。

(本間議員) 地方のレベルの話はそうだろうが、協議制では、国と地方が協議して同意、不同意という形になる。総務省と御協議する部分、それで同意されない部分、その枠外で自分たちの意思で発行したいという部分と、この3つを新しい協議制の中で整理をしていくかということが重要ではないか。

そして枠外のところについては、市場のリスク軽減も含めて、かなりマーケットのテストを受けていく。企画能力がある良い自治体がそういうことがやれるような形をつくっていくのも必要ではないか。全国一律でやると創意工夫ができないような状況になってはいけないのではないか。こういう提案でございます。

(麻生議員) 今でも一律では現実ではない。その場合、金利差がどれぐらいつくかは難しいところなんです。横浜と歌志内という極端な例を引きますけれども、片方のところは国債とほぼ同じようなものでいきますけれども、片方はそうではないといった格差をどんどん認めてやれという話になり、全く野放しにした場合は、借金だけ増えたのではかないませんから、そのところはある程度の関与は、どうしても避け難いところかなと思います。いずれにいたしましても、本間先生、かなり昔に比べればフリーハンドになりつつございます。

(本間議員) この移行期に、どのような透明性あるルールをつくっていくかということが重要だということでございます。

(竹中議員) わかりました。それでは、PDCAの確立のために、平成18年度に実績と目標の乖離に目処をつけることがどの程度可能なのかということについて、

引き続き御検討いただく。そして、国の同意、不同意を必要としないような、地方債の自由の拡大について、今後どのような対応を行うかという点についても御検討をいただく。そういうことでお願いを申し上げます。

そして谷垣大臣から次回に改革の方向について資料を出したいというお話がありましたので、それについては、それを含めて、次回ぜひ検討したいと思います。

「国と地方」に関しまして、総理。

(小泉議長) 合併によって市町村議員が 5 万 6,000 人から 3 万 9,000 人に減らすということで、1 万 7,000 人も減る。

一方で、1 万 7,000 人も減って、給与 900 億円しか減らない。だから、1 兆円単位で 1 兆円、2 兆円と言うけれども、兆円単位の削減というのは大変だ。

(奥田議員) 首長、助役、収入役は約 3,600 人ぐらい、それから議員の数が約 1 万 7,000 人減ると言うが、これをどこに持っていくのか。

(小泉議長) 削減するだけであり、どこに持っていくということではない。

(竹中議員) 大変よい議論をいただきましてありがとうございました。

○「基本方針 2004」の総点検について

(竹中議員) 「基本方針 2004」の総点検を民間議員に行っていたいております。

まさに実際に骨太がどのように実行されているかということでございますので、本当に手短かに済みませんが御報告をお願いします。

(吉川議員) それでは「基本方針 2004」の総点検を私から御説明いたします。「基本方針 2007」に盛り込まれた 140 項目以上の課題について、どれぐらい進捗しているかチェックをいたしました。その趣旨は基本方針に盛り込まれているものができるだけ速やかに実行に移されるということにしたいということでありました。

ここにありますように、A、B、C、×という形で 4 つのランクに分類して点検をしたところ、幸い 7 割以上が当初の目的を達成していた。つまり「A」ということでありました。しかしながら、取組を強化すべき主要項目、まだ残された課題というものもあり、それが 2 枚目の「別紙」にあります。別紙に挙げられているものは「C」の中の主要項目、つまり工程表が作成されていないもの。それから「×」というのは、残念ながら取組が全く行われていないというものであります。

こうしたものについては、諮問会議でも必要に応じて議論をして、新たな取組を「基本方針 2005」に示す必要がある。そうしたことを通して基本方針を策定し、それを実行する。どれだけ実行されたか、それが今日の点検だがそれを踏まえ、さらに次年度の基本方針へ、という 1 つのサイクルになる。

以上です。

(竹中議員) 御意見でございますでしょうか。麻生大臣。

(麻生議員) A、B、C をつけられたんですが、結構だと思っておりますが、理由を教えていただきたいと思うんです。「B」になった理由。私どもとしては、これが「B」なのかというのも幾つもありますので、理由だけ教えてください。お

願いしておきます。士気に影響しますので、よろしくお願い申し上げます。

(谷垣議員) 関連してよろしいですか。要するに、我々は採点をしていただく立場で、この採点結果は、やはり御指摘も踏まえて、今後さらに努力しなくてはならないと思いますが、こういう試みをより実りあるものとしていくためには、やはり採点を「A」だ、「B」だ、「C」としていただくのも結構なんですけれども、やはり、今、麻生大臣がおっしゃったように、何で「B」、「C」なんだというのを、よく議論をさせていただくというか、対話をさせていただいて、できるだけ透明度の高いものにしながら、それをさらに踏まえてやっていくという、そういうこともお願いしたいと思っております。

(本間議員) 我々、この採点表が確定したものとは考えておりません。基本方針に書き込まれた表現ぶりがございます。例えば、検討するとか、工程表を明示化するとか、いろんな書き方があります。その基本方針に書かれたことが忠実に行われているかどうかということを経準にしてやったわけでありまして。

例えば、「A」のところでも十分な取組がなされたものというものでも、そのうちの10項目は検討するということで検討したというので、「A」に入っているようなものもございまして。絶対レベルでかなり目標を数値が高いもので実現できないものの中では「B」に落ちているようなものもございまして、この辺のところは、また麻生大臣も谷垣大臣もお話に出ましたので、各省庁とのやり取りの中で、このランキングというものが合理的な説明を要するかどうかということ、これは初回でございまして、ぜひ今後もきちんと詰めた形でやってまいりたいというふうに考えます。

「B」の中でも、今、麻生大臣の御指摘の部分のところを、それぞれ項目によって違う説明をしなければならぬ点があると思っておりますので、ぜひその点につきましても事務方とチェックをしながら、またここで説明する必要性があれば、次回以降に説明させていただきたいと思っております。

(竹中議員) それでは、今回こういう評価、包括的な点検をしたというのは、実は初めての試みであり、その試みそのものは、やはり重要であるということであろうかと思っております。骨太を中心としたplan-do-check-actionを確立する。しかし同時に、それであるならば基準を明確化してほしいという話と対話をやっぱりしなければいけないのではないかという話がありましたので、その点は誠に重要であろうかと思っております。

その意味では、「C」と「×」というような問題については、この諮問会議で、それぞれのテーマについて、骨太の前に一度しっかりと議論をする必要があるのかなというふうに思っているところでございまして。

この評価、点検について、総理何かありますか。

(小泉議長) さっき言ったように、何でこういう評価なのか、「B」だとか、「C」だとか、「×」なのか、この検討というか、対話は重要だね。評価する方も評価される方も。そうでないと改善できないから、十分やってください。

(細田議員) 総合科学技術会議でも8人の議員が各省に乗り込んでいって、なぜ「S」

か、「A」か、「B」か、「C」かを対話をしております。やはり理由の開示と直接対話は必要なのではないですかね。

(竹中議員) これは評価する側と評価される側、双方の説明責任があらうかと思えますので、前向きに対応させていただきたいと思えます。

それでは、今日の予定は以上でございます。今日は先般の郵政民営化の方針と、それに対する概要等々をお配りしております。特になければ、これで終わらせていただきます。

どうぞ。

(本間議員) 手短かに申し上げます。私ども民間議員は、この総理の力強いリーダーシップのもとで郵政民営化法案がとりまとめられたことに敬意をあらわしたいと思います。法案骨子は2007年4月から民営化し、移行期間を経て、2017年4月までに完全民営化するとの制度設計になっており、我々がまとめました基本方針に基づくものであり、高く評価できると思えます。早期の国会提出、成立を期待いたします。

今後、諮問会議でも郵政民営化と表裏一体である政策金融改革についても、整合的にタイミングを逃さず、秋に向けてあるべき姿を基本方針にまとめていく必要性があらうかと認識しております。

(小泉議長) よろしく願います。

(竹中議員) それでは、どうもありがとうございました。

(以 上)